

■□■ 資格問題の諸情報・電子版速報 No.8 ■□■

一般社団法人 日本臨床心理士会

☆INDEX☆

1. [ごあいさつ] 電子版速報第8報の配信にあたって
2. [当会の動き] (1) 資格法制化プロジェクトチーム会議
3. [臨床心理士関係4団体関連の動き] (1) 当会 / (2) 日本心理臨床学会 / (3) 日本臨床心理士資格認定協会 / (4) 日本臨床心理士養成大学院 / (5) 臨床心理士関係4団体会合
4. [他団体等の動き] (1) 精神科七者懇談会 / (2) 臨床心理職国家資格推進連絡協議会 / (3) 三団体会談 / (4) 日本精神科病院協会
5. [議連関連の動き] (1) 国家資格化のための実務者会議開催 / (2) 民主党議員連盟の立ち上げについて

◆-----◆
1. [ごあいさつ] 電子版速報第8報の配信にあたって

会長 村瀬 嘉代子

残暑なお厳しいこのごろですが会員の皆様にはご健勝のことと存じます。国家資格問題は、国会の混迷の中ですが、多くの議員の皆様のご理解の下、少しずつ前進しております。特に皆様のご関心の的である民主党の議員連盟がこのたび作られることになりました。今後、震災への支援活動やいじめ問題、自殺対策関連など、心理職へのニーズに呼応するプレゼンテーションが求められます。国家資格の実現までにはまだ紆余曲折が予想されますが、引き続き地道に進んで参りたいと存じます。

◆-----◆
2. [当会の動き等] (1) 資格法制化プロジェクトチーム会議

(1) 資格法制化プロジェクトチーム会議

第14回までは速報No.7でお知らせしました。

第15回は7月6日、第16回は8月11日に開催されました。資格法制化をめぐる状況分析と対応、ロビー活動、資格法制化にともなう問題・課題の検討等を行なっています。

◆-----◆
3. [臨床心理士関係4団体関連の動き] (以下のホームページをご参照ください。)

(1) 一般社団法人 日本臨床心理士会

<http://www.jsccp.jp/>

『資格問題の諸情報・電子版速報』の No. 1～No. 7、その他の関連資料はホームページに掲載中

(2) 一般社団法人 日本心理臨床学会 <http://www.ajcp.info/>

関連情報は学会ホームページ参照。資格関連委員会が情報の整理と学会への提案をしています。議事録はホームページに掲載されています。

(3) 財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 <http://www.fjcbcp.or.jp/>

理事会において国家資格問題関連の議題は扱われていないとのことです。また臨床心理士報 43 号が臨床心理士に送付されましたが、資格関連テーマは扱われていません。

(4) 日本臨床心理士養成大学院協議会 <http://www.jagpcp.jp/>

4月より新体制となり、資格関連の委員会が組織されています。9月9日に総会があります。

(5) 臨床心理士関係 4 団体会合

第 9 回臨床心理士関係 4 団体会合は日程調整中です。



4. [他団体等の動き] (1) 精神科七者懇談会

(2) 臨床心理職国家資格推進連絡協議会

(3) 日本心理学諸学会連合

(4) 三団体会談



(1) 精神科七者懇談会

「三団体要望書」に関する精神科七者懇談会の見解

昨年 10 月に確定した「三団体要望書」に関する精神科七者懇談会の見解は、3 月 27 日の院内集会で読み上げられましたが、文書で確定したものは公表されず、6 月 28 日の総会まで待つことになりました。しかしこの総会では、見解の公表は「保留」ということになりました。議事録がまだ出ておりませんが、「医療提供施設における医師の指示、医療機関としての開業は認められない、医療分野以外での連携協力の強調、医学科目の履修、卒前卒後及び資格取得後における研修の充実」などがその骨子とのことです。

(2) 臨床心理職国家資格推進連絡協議会

7 月 7 日に第 26 回全体会が開催され、カリキュラムが話題となりました。次回会合は 8 月 24 日です。

(3) 日本心理学諸学会連合

国家資格関連のカリキュラム、試験科目などについて議論しています。

(4) 三団体会談

三団体（推進連、推進協、日心連）会談の関係者は、国会議員や省庁との交渉の当事者として実務会議の協議に臨んでいます。実務会議は自民、民主の若手の議員及び厚労省、文科省、衆議院法制局が出席し、名称問題、類似名称問題、要望書に記載されていない経過措置、試験実施機関などについて協議しています。協議を踏まえながら、法制局が法案の下固めを進める方向です。

心理職者に国家資格を

『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい

今日、国民のこころの問題（うつ病、自殺、虐待等）や発達・健康上の問題（不登校、発達障害、認知障害等）は、複雑化・多様化しており、それらへの対応が急務です。

しかし、これらの問題に対して他の専門職と連携しながら心理的にアプローチする国家資格が、わが国にはまだありません。国民が安心して心理的アプローチを利用できるようにするには、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要です。

2011年10月

要望書

『心理師（仮称）』の国家資格制度を創設して下さい

一 要望理由

今日、国民のこころの問題（うつ病、自殺、虐待等）や発達・健康上の問題（不登校、発達障害、認知障害等）は、複雑化・多様化しており、それらへの対応が急務です。

しかし、これらの問題に対して他の専門職と連携しながら心理的にアプローチする国家資格が、わが国にはまだありません。国民が安心して心理的アプローチを利用できるようにするには、国家資格によって裏付けられた一定の資質を備えた専門職が必要です。

二 要望事項

1. 資格の名称：心理師（仮称）とし、名称独占とする
2. 資格の性格：医療・保健、福祉、教育・発達、司法・矯正、産業等の実践諸領域における汎用性のある資格とする。
3. 業務の内容：①心理的な支援を必要とする者とその関係者に対して、心理学の成果にもとづき、アセスメント、心理的支援、心理相談、心理療法、問題解決、地域支援等を行なう。②①の内容に加え、国民の心理的健康の保持及び増進を目的とした予防並びに教育に関する業務を行なう。
4. 他専門職との連携：業務を行なうにあたっては、他専門職との連携をとり、特に医療提供施設においては医師の指示を受けるものとする。
5. 受験資格：①学部で心理学を修めて卒業し、大学院修士課程ないし大学院専門職学位課程で業務内容に関わる心理学関連科目等を修め修了した者、②学部で心理学を修めて卒業し、業務内容に関わる施設において数年間の実務経験をした者も受験できる。